所在家屋番号2028番９及び長野県飯田市羽場町五丁目2115番地１、2112番地４、2113番地11、2116番地１、2118番地１、2119番地１、2119番地２、2121番地１、長野県飯田市上飯田2111番地２所在家屋番号2115番１の建物の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成 23 年８月 19 日

長野地方法務局飯田支局

静岡市駿河区八幡一丁目５番38号**静岡瓦斯株式会社**の工場財団に静岡市駿河区池田28番地静岡瓦斯株式会社静岡工場の機械器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成 23 年８月 19 日　　静岡地方法務局

有権者申出方

元当局所属公証人山田賢の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出てください。

平成 23 年８月 19 日　　京都地方法務局

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 23 年８月 19 日

中部地方整備局長　足立　敏之

1　処分をした年月日　平成23年８月１日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　有限会社メイビック　江口　廣明　愛知県一宮市多加木五丁目24番９号　国土交通大臣許可（般―18）第22011号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（造園工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成23年７月６日付けで建設業法第12条の規定により一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 23 年８月 19 日

中部地方整備局長　足立　敏之

1　処分をした年月日　平成23年８月１日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　東海交通機械株式会社　本間　幸雄　愛知県名古屋市中村区名駅南１―23―27　国土交通大臣許可（般―17）第15105号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（消防施設工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成23年７月13日付けで建設業法第12条の規定により一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 23 年８月 19 日

中部地方整備局長　足立　敏之

1　処分をした年月日　平成23年８月１日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社ウッドピタ　磯貝　　豊　愛知県名古屋市東区葵三丁目19番７号　国土交通大臣許可（般―21）第23310号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（大工工事業、左官工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロツク工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、建具工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成23年７月12日付けで建設業法第12条の規定により一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 23 年８月 19 日

中部地方整備局長　足立　敏之

1　処分をした年月日　平成23年８月１日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社三鈴エリー　西川　定利　三重県四日市市日永東三丁目８番13号　国土交通大臣許可（特―22）第10640号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（管工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成23年７月11日付けで建設業法第17条において準用する同法第12条の規定により一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 23 年８月 19 日

中国地方整備局長　福田　　功

1　処分をした年月日　平成23年８月２日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　蜂谷工業株式会社　蜂谷　泰祐　岡山県岡山市北区鹿田町１－３－16　国土交通大臣許可（般・特―19）第2652号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成23年６月28日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業等の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 23 年８月 19 日

中国地方整備局長　福田　　功

1　処分をした年月日　平成23年８月２日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　ワウハウス株式会社　藤井　義男　広島県福山市南蔵王町６―12―22　国土交通大臣許可（般・特―21）第21032号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、水道施設工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成23年６月23日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業等の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 23 年８月 19 日

中国地方整備局長　福田　　功

1　処分をした年月日　平成23年８月２日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　山陽建設工業株式会社　塩田津多子　山口県防府市大字新田532―１　国土交通大臣許可（特―19）第7836号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（管工事業に関する特定建設業の許可）